

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	提出府省	ページ
22	旧農地法に基づく国有農地等に関する制度及び運用の見直し	農林水産省	1
		法務省	8
33	不動産の移転登記等に係る登録免許税の計算における評価額の電子情報の活用	法務省	11
30	郵便局において取扱いが可能な事務の拡大	総務省	16
23	宅地建物取引業法等に係る都道府県経由事務の廃止	国土交通省	18

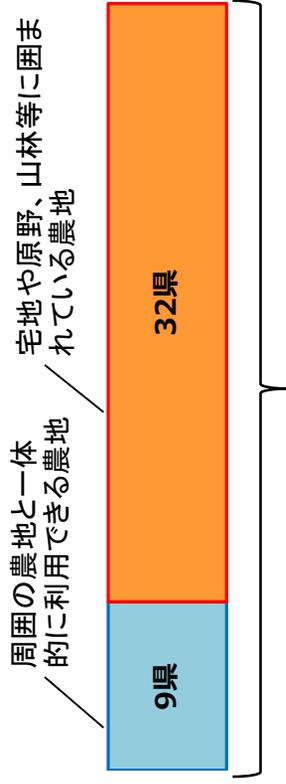
I 調査結果①(下限面積要件)

立地条件等について（農耕貸付地のある41都道府県）

(1) 国有農地等の立地条件

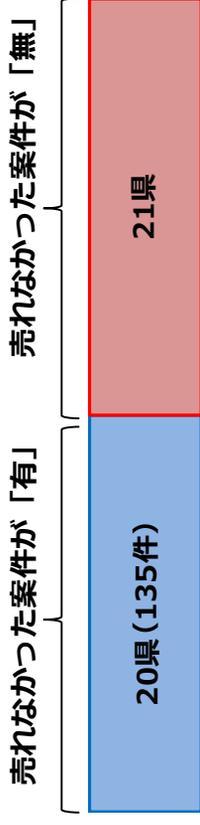


(2) 農耕貸付地の立地条件

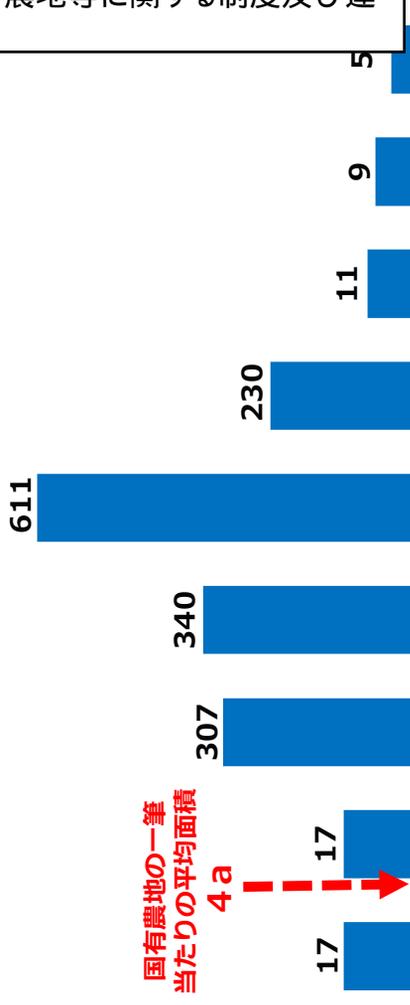


※全ての県が家庭菜園的な利用と回答

(3) 下限面積要件により売払いが困難となった事例の有無



(参考) 下限面積要件における別段の面積の設定状況 (1,113市区町村)



~1a以下 ~5a以下 ~10a以下 ~20a以下 ~30a以下 ~40a以下 ~50a以下 ~100a以下101a以上

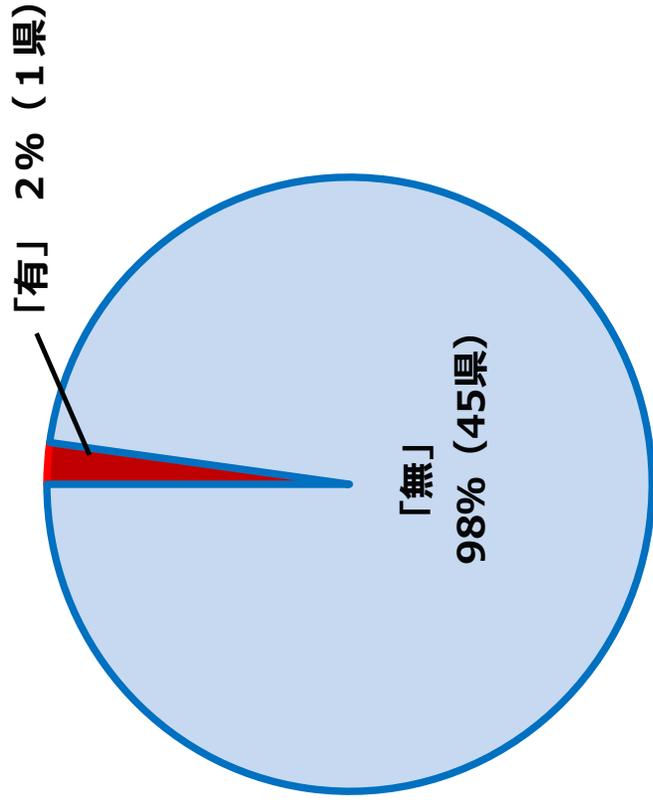
資料：農林水産省経営局農地政策課調べ（平成30年10月1日現在）

注：地域再生法に基づく農地付き空き家の取得等に特例に係る別段の面積の設定状況は除いている。

Ⅱ 調査結果②(旧所有者等への公告期間)

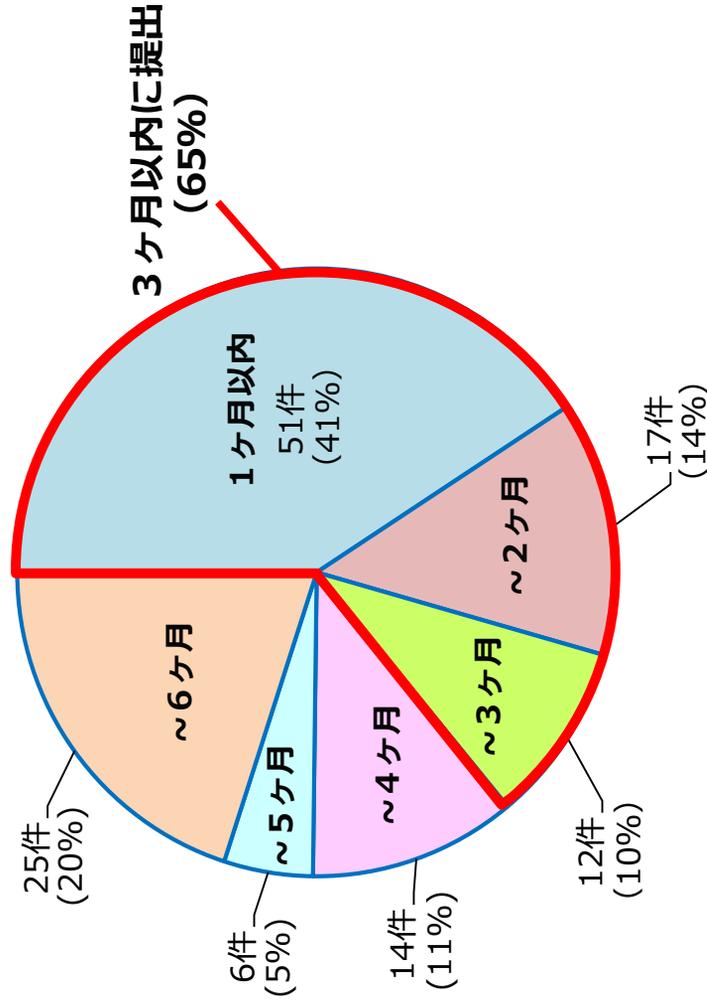
旧所有者等への公告期間について

(1) 公告6ヶ月の期間がネックとなって買受を断念すると伝えられた事例の有無 (46都道府県)



※沖縄県には国有農地等が所在しないため、アンケート調査を実施していない

(2) 公告後、旧所有者等からの買受申込書の地方農政局への提出時期 (地方農政局から聴取)



※過去5ヶ年の125件を対象

Ⅲ 調査結果③(自作農財産紛争処理等連絡協議会による時効取得)

協議会の開催状況等について

- (1) 地方農政局に協議会への付議を申し出た又は相談したが付議されなかった案件の有無 (46都道府県)



※沖縄県には国有農地等が所在しないため、アンケート調査を実施していない

- (2) 協議会の開催までの手続きに要した期間 (過去3ヶ年に協議会を開催した9都県)

都県が申出書を受理し農政局に 都県が地方農政局に申出書を送付申出書を送付するまでの期間 し、協議会が開催されるまでの期間



※都県が地方農政局へ希望する協議会開催までに要する期間は平均3.7ヶ月

- (3) 望ましい協議会の開催時期 (過去3ヶ年に協議会を開催した9都県)

案件ごと開催 / 毎年定期 (例: 8月・2月) に開催



※1 「有」の理由(農政局が付議しなかった理由)

申出者が取得時効を証明できなかった。

- 地方農政局が県と申出者に説明し、買受けて促した結果、申出者が買い受ける又は買受けて検討することとなった。

3

※2 申出書の処理に時間がかかった主な理由

○都県

過去の経緯 (事実関係) の確認、時効取得の可能性の有無の確認、関係書類の整理等

○地方農政局

議案内容の審査・法務局とのすり合わせ、不足書類の収集、等

V 取得時効の完成に係る手続きの見直しについて

